

中国四国農政局消費・安全部地域第一課、地域第四課、岡山統計・情報センター交渉
(全農林労働組合中国四国地方本部岡山分会)

議 事 要 旨

- 1 開催日時：平成 22 年 7 月 8 日（木） 18：05～18：25（20分）
- 2 開催場所：中国四国農政局厚生町庁舎別館 2 階中会議室
- 3 出席者：

中国四国農政局消費・安全部地域第一課	中村 達彦	課長
中国四国農政局消費・安全部地域第四課	吉村 明憲	課長
中国四国農政局岡山統計・情報センター	寒川 好美	センター長
同	木村 康弘	次長
中国四国農政局消費・安全部地域第一課	岡野 憲滋	課長補佐（総務）
全農林中国四国地方本部岡山分会	渡辺 頼夫	副委員長
同	牧野 宏一郎	執行委員
同	浅木 浩二	執行委員
同	森田 真寿美	執行委員

4 議題：全農林労働組合中国四国地方本部岡山分会提出 別添「要求書」

5 議事概要

○中村地域第一課長

昨年 7 月の新たな労使関係の構築に関する基本方針の策定以降、地域第一課、地域第四課及び岡山統計・情報センターとしては初めての交渉となりますが、今後とも健全な労使関係を構築していきたいと考えていますのでよろしくお願いします。

本日の交渉に先立ち、国家公務員法第 108 条の 5 の規定に基づき予備交渉の段階で取り決めた交渉対象事項を地域第一課と地域第四課分については私から報告し、岡山統計・情報センターについてはセンター長から報告し、それを前提として交渉を開始します。

全農林労働組合中国四国地方本部岡山分会から提出された要求書 7 号、要求書 8 号において、「新たな労使関係の構築に関する基本方針」Ⅱの 1 の（3）に定められた要件を満たし、交渉対象とする事項は要求書の 2 の「超過勤務にあたっては、事前命令の徹底や実行ある縮減対策の実施により超過勤務の縮減を図ること。」の部分とし、要求書の 1 と 2 の「超過勤務手当について全額を支給すること。」は管理運営事項と権限外事項に該当するため、要望事項として承るとして整理をしました。

○寒川センター長

1 の超過勤務縮減対策については、勤務条件に関する事項であり国家公務員法第 108 条の 5 第 4 項の規定による権限内事項に該当すると考えられるため、同条に基づき交

渉の対象とする。

また、超過勤務については命令行為で行う、予算執行をどの様に行うかという事実であり、国家公務員法第108条の5第3項の規定による管理運営事項に該当するため、交渉の対象としない。

この取扱いは「農林水産省における新たな労使関係の構築に関する基本方針（平成21年7月16日新たな労使関係構築検討会決定。以下「新たな労使関係の基本方針」という。）Ⅱの1の（3）（交渉の対象となる事項要件）④にも明記されている。

2、3については「新たな労使関係の基本方針」Ⅱの1の（3）（交渉の対象となる事項要件）②にも明記されている、と整理しました。

○渡辺副委員長

今回の要求事項については組合員の切実な要求であり、適切な対処をお願いしたい。

今日の交渉は超勤縮減についての交渉であります。超勤時間の縮減に向けては事前に管理職の人たちが職場内で声かけも行っているが、縮減につながっていないのが現状である。

岡山センターの超勤時間は昨年より増加しており、また他のセンターと比較しても超勤時間が多く、地域課は季節的に一部の職員に超勤時間が偏っているので縮減の取り組みをお願いしたい。

また、10月からは米トレサビリティの新規業務も入り、的確な業務を遂行するためにも、これまで以上の超勤縮減に向けて努力願いたい。

予備交渉の段階で今回交渉の対象となっていない事項も組織問題を含めて特段の努力をお願いしたい。

○中村地域第一課長

要求第7号の交渉対象事項について回答します。

超過勤務は公務のため、臨時又は緊急の必要がある場合等において、正規の勤務時間以外の時間において勤務することを命じられたとき行われるものであり、超過勤務命令に従い勤務した時間に対して支給されるものであり、今後とも適切に超過勤務命令を行うよう努めてまいりたい。

21年度は戸別所得補償モデル対策の対応等で20年度に比べて0.5時間増加しています。また、本年度からは横流れ防止業務等の立会は無くなったが昨年度までは立会業務があった関係で、立会業務がない地域課に比べると超過勤務は少し多いと認識している。

ただ、地域第一課においても、職員の健康や仕事と家庭の両立を図る観点からも、メリハリのある業務運営が重要と考えており、補佐会議等を利用し計画的に業務を行うよう推進するとともに、超過勤務の事前命令の徹底及び毎週水曜日及び金曜日を中心に定時退庁の声かけ等により、引き続き超過勤務の縮減に取り組んで参りたい。

○寒川センター長

超過勤務の縮減については中国四国農政局の方針にも則り、当センターでは毎週水曜、

金曜を「定時退庁日」として、終業前に声かけをしている。

また、水曜・金曜日以外では、超過勤務中でも早期退庁の声かけをしている。

今年の現状は、本年度4月、5月、6月は昨年同時期より増えている。

原因として農業経営統計調査・面積調査が主な要因となっている。

なお当職場では、周期年や数年に一回の調査、農・林・漁業など季節性のある業務の性質上、調査結果の取りまとめ集計など忙しい時期が偏ることがある。

たとえば、昨年度はセンサス・面積調査のため、第2／四半期・第4／四半期を中心に一昨年より超過勤務時間は増えている。

このようにセンター業務は年によって、あるいは季節ごとに繁忙期があるのは事実であり、主務者には担当分野ごとの進行管理に一層の気配り目配りをお願いするとともに、これまで同様に所内ミーティングなどの各種機会を通じて各業務の進行状況などを共有し、一層の平準化に努めていく。

また、職員の皆さんには、これまで同様、不要不急の超過勤務をしないこと、仕事の優先順位を意識し、早め早めの報告、連絡、相談で問題・課題のあと送りをしないことなどをお願いするとともに、超勤縮減を意識して、個別業務それぞれのスケジュールに沿った具体的な進行管理を改めてお願いしたい。

また職員団体においてもこの要求内容は団体内で共有していると思うが、職員の健康維持・管理の面からも、今後とも縮減対策にご協力いただくようお願いしたい。

○吉村地域第四課長

要求書第8号の2の前段の「超過勤務縮減」について、回答する。

平成21年度の超過勤務実績ですが、職員が平成20年度に比べ1名減少した中、1人あたり月平均時間は4割以上減少している。

超過勤務時間の縮減は職員の健康や士気を維持するうえで大変重要であり、超過勤務縮減対策として、①定時退庁日における定時退庁の指導（声かけ）を行う。

②超過勤務命令にあたっては事前に業務内容、必要性を精査する。

③職員の健康管理に留意して命令する。

④超過勤務の業務内容と縮減対策の検証を行う。

⑤必要があるときは課内応援態勢による業務の平準化を進める。

などに努めている。

また、今年度は米トレーサビリティ関連業務など新規業務の増加が見込まれますが、事前に超過勤務の必要性を十分検討したうえで命令することを徹底し、応援態勢による業務の平準化を進めて業務が特定の職員に偏らないように指導し、引き続き超過勤務の縮減に取り組んで参りたい。

○渡辺副委員長

新規業務等のやらなければならない業務は取り組んでいかなければいけないが、業務量に見合った要員を確保して頂き、今後とも超勤縮減に向けた取り組みをお願いする。

09全農林中四国岡山要求第7号
2010年7月8日

中国四国農政局消費・安全部地域第一課長
中村達彦 殿

全農林労働組合中国四国地方本部
岡山分会委員長代理
副委員長 渡辺 頼夫



要 求 書

私たちは、当面する課題を整理し、要求事項として下記のとおり取りまとめました。これらの要求事項は、私たちの切実かつ喫緊の課題です。貴職におかれましては、要求事項の解決に向け特段の努力をされるよう強く要求します。

記

- 1 組織再編にあたっては、人員が減少する中、米トレーサビリティ等の新たな業務への対応などによる業務量の増加が見込まれるため、円滑な業務遂行及び勤務条件の整備に万全を期すよう業務体制を早急に示すこと。
- 2 超過勤務にあたっては、事前命令の徹底や実行ある縮減対策の実施により、超過勤務の縮減を図ること。また、超過勤務手当について全額支給すること。

以上

09全農林中四国岡山要求第8号
2010年7月8日

中国四国農政局消費・安全部地域第四課長
吉村 明憲 殿

全農林労働組合中国四国地方本部
岡山分会委員長代理
副委員長 渡辺 頼夫



要 求 書

私たちは、当面する課題を整理し、要求事項として下記のとおり取りまとめました。これらの要求事項は、私たちの切実かつ喫緊の課題です。貴職におかれましては、要求事項の解決に向け特段の努力をされるよう強く要求します。

記

- 1 組織再編にあたっては、人員が減少する中、米トレーサビリティ等の新たな業務への対応などによる業務量の増加が見込まれるため、円滑な業務遂行及び勤務条件の整備に万全を期すよう業務体制を早急に示すこと。
- 2 超過勤務にあたっては、事前命令の徹底や実行ある縮減対策の実施により、超過勤務の縮減を図ること。また、超過勤務手当について全額支給すること。

以上

2010年7月8日

中国四国農政局岡山統計・情報センター

センター長 寒川 好美 殿

全農林労働組合中国四国地方本部

岡山分会委員長代理

副委員長 渡辺 頼夫



要 求 書

私たちは、当面する課題を整理し、要求事項として下記のとおり取りまとめました。これらの要求事項は、私たちの切実かつ喫緊の課題です。貴職におかれましては、要求事項の解決に向け特段の努力をされるよう強く要求します

記

- 1 厳格な勤務時間管理体制を確立するとともに、事前命令の徹底、実効ある超過勤務縮減対策の実施により超過勤務の縮減を図ること。また、超過勤務手当について全額支給すること。
- 2 組織再編後の管轄区域の広域化に伴い、長時間運転の抑制と移動時間の増加に伴う業務効率の低下を最小限に止める観点から、高速道路利用条件を緩和し手続きを簡素化すること。
- 3 官用車出張時の交通安全対策に万全を期すこと。また、事故発生時の対処方法を周知するなど、交通事故発生時の対策に万全を期すこと。

以上